

議論の整理

【総論】

就学前の教育・保育をめぐる現状と課題

(子どもを取り巻く環境の変化と子どもの育ちの課題)

- ・ 基本的な生活習慣や態度が身につけていない、運動能力の低下、他者との関わりが苦手、自制心や規範意識が十分育っていない、などの課題

(集団活動や異年齢交流の機会の不足)

- ・ 乳幼児の成長・発達にとって大切な体験を十分に得ることが困難な状況

(多様な教育・保育ニーズへの対応)

- ・ 就業形態の多様化等による保育ニーズの多様化
- ・ 幼稚園教育の機会の地域的偏在
- ・ 親の就労等の事情により幼稚園教育を希望する者がこれを受けられない状況

(子育てを取り巻く環境の変化と家庭や地域の子育て力の低下)

- ・ 子育ての孤立化、子育てに不安や負担を感じる親の増加
- ・ 特に、在宅の3歳未満の子どもの子育て支援の必要性

(仕事と子育ての両立負担)

- ・ 共働き世帯が半数を超える中で、待機児童の解消を図るための取組や男性を含めた全ての人の働き方の見直しの必要性

(幼稚園・保育所をめぐる諸課題)

- ・ 地域によっては既存の制度の枠組みによる連携だけでは、必ずしも柔軟に対応できない状況
- ・ 子どもの発達の連続性の観点から、幼児教育・保育施設と小学校との連携強化の必要性

意義・理念

(検討の観点)

- ・ 生涯学習の始まりとして人間形成の基礎を培う幼児教育の観点と社会全体で次代を担う子どもの育ちを支える次世代育成支援の観点

- ・子どもの視点に立ち、子どもの幸せを第一に
- ・子どもを育成する家庭や地域の子育て力が高まるような支援
- ・子育てをする人が子育てに喜びを実感できるような社会の形成

(地域の実情等に柔軟に対応可能な新たな枠組み)

- ・規制改革や地方分権等の流れも踏まえ、地域が自主性を持って地域の実情や親の幼児教育・保育のニーズに適切かつ柔軟に対応することができるようにするための新たなサービス提供の枠組み
- ・必ずしも施設の新設を目的とするものではなく、既存施設からの転換や既存施設の連携などを含め、可能な限り柔軟な制度とする方向で検討

(総合施設に期待される効果)

- ・幼児教育の機会の拡大
- ・地域の子育て家庭に対する支援の充実
- ・幼稚園と保育所をめぐる諸課題や待機児童の解消等

(「総合施設(仮称)」の名称)

- ・理念や機能を踏まえた適切なものとする必要がある

基本的機能

- ・親の就労形態等で区別することなく、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長を促す機能を備えることが基本。
- ・家庭や地域の子育て力の低下等を踏まえれば、上記の基本的機能に加え、地域の実情等に応じて、在宅を含め地域の子育て家庭に対し、子育てに関する必要な相談・助言・支援を行うとともに、地域の親子が誰でも交流できる場を提供することが期待される。
- ・この場合、親の育児を単に肩代わりするのではなく、親とともに子育てに参加し、親の育児力の向上の支援を通じて、子どものより良い育ちを実現するものとすべき。
- ・上記のほか、地域のニーズに応じて、様々な機能やサービスを付加することが考えられる。

【各論】

対象者と利用形態

(利用対象者)

- ・就学前の子どもの育ちを一貫して支える観点から0歳から就学前の子どもとその保護者とすることを基本とするが、例えば、0～2歳児については、親子登園や親子の交流の場の提供などを通じた親子の利用に供しつつ、幼児教育・保育については、主として3～5歳児を対象とするなど、地域の実情やニーズに柔軟に対応できる多様な形態も可能とすることが適当。

(利用形態)

- ・利用者と施設が直接向き合う直接契約が望ましい。
- ・この場合、配慮が必要な家庭が排除されないような何らかの仕組みを検討することが必要。

(利用時間)

- ・例えば、保護者の就労形態等に関わりなく、すべての子どもの育ちを支える共通の教育・保育時間に加え、必要に応じ、長時間の保育などを利用できるようにすることが考えられる。

教育・保育の内容

- ・現在の幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、子どもの発達段階に応じた共通の時間・内容を確保しつつ、子どもの視点に立ち、個々の子どもの状況に応じたきめ細かな対応に留意して、来年度に実施される試行事業も含め、検討することが適当。
- ・遊びや食事も含めた乳幼児の成長にふさわしい弾力的な環境づくりや小学校教育との適切な連携といった様々な観点が求められる。

職員配置・施設設備

- ・経営の効率性のみを重視するのではなく、子どもの健やかな育ちを中心にいた上で、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、来年度に実施される試行事業も含め、検討することが適当。

職員資格等

- ・一定の教育・保育の質を確保する観点から、保育士資格及び幼稚園教諭免許を併有することが望ましいが、地域の実情等に応じて、そのいずれかのみでも可とする方向で検討することが適当。
- ・職員の資質及び専門性を向上させるためには、研修の機会やその内容についても、引き続き検討が必要。

設置主体・管理運営

- ・ 安定性・継続性、質の確保の仕組みを整えた上で、可能な限り弾力的なものとなるよう配慮することが適当。

利用料・保育料

- ・ 幼稚園及び保育所の利用者負担の相違を踏まえつつ、以下の点に配慮したものとすることが適当。
 - ・ サービスを利用している家庭と利用していない家庭との負担の公平
 - ・ 応益負担と応能負担
 - ・ 地域における類似施設との負担の均衡など

財政措置等

- ・ 利用者からの利用料だけでなく、子育てを支えていく次世代育成支援の理念に基づき、社会全体が負担する仕組みとしていくことが必要。
- ・ 幼稚園及び保育所の費用負担の仕組みは異なっているが、今後、総合施設の意義・理念に照らして、新たな枠組みにふさわしい費用負担の仕組みを検討していくことが必要。

地方公共団体における設置等の認可・監督等の体制

- ・ 事務の簡素化・効率化が図られるなど、行政の縦割りによる弊害が是正され、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにすべき。

幼稚園及び保育所との関係

- ・ 地域の幼児教育・保育ニーズに対して、既存の幼稚園や保育所等の組み合わせ・連携の強化等により対応するのか、あるいはこうした対応を基盤としつつ、さらに総合施設を組み合わせで対応していくかは、地域の実情に応じて判断されるべきもの。
- ・ 総合施設の制度化は、既存の幼稚園や保育所の意義・役割を大切にしながら、総合施設と幼稚園・保育所がそれぞれ相まって、乳幼児期の子どもの健やかな成長を支える役割を担うことを意図するもの。
- ・ 子どもの健やかな育成を一層推進する観点から、既存施設の在り方についても、その改善に向けて必要に応じ適切な検討が加えられるべき。